

2019年11月7日

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案」  
趣旨説明質疑

立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム  
衆議院議員 山本和嘉子

立憲民主・国民・社保・無所属フォーラムの山本和嘉子です。私は共同会派を代表して、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案」について、そして加えて、英語民間試験に対する政府対応の問題、また、共通テストに記述式を導入することに関して、萩生田文部科学大臣に質問いたします。

質問に先立ち、今般の台風15号、19号、豪雨災害によってお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災されている皆様方に心からお見舞い申し上げます。

【英語民間試験導入問題】

立憲民主党、国民民主党をはじめとする野党は、約2年に渡って文部科学委員会で、英語民間試験導入に対して、地道に質疑を重ねてまいりました。採点の公正性や地域間格差・経済格差の問題、実施団体の利益相反の疑いも含め、様々な問題点を指摘してまいりました。このように長期間議論され、制度上に不備があるのにもかかわらず、学生や我々の声に耳を傾けず、一方的に実施団体側の意向を真に受け、制度設計を見直すことを怠り、強行しようとしたことが今の大問題を引き起こしているのです。挙句に、萩生田大臣の「身の丈」発言は、英語民間試験制度が、経済格差や地域格差を内包していることを容認する発言です。本来、文部科学大臣は教育の機会均等を実現するのがその大きな役割ですが、「身の丈」発言はそれとは真逆の、まさに萩生田大臣の本音が出たものと言わざるを得ません。貧しい家庭で育った高校生もいます。大学受験にそんなにお金をかけられない高校生が、身の丈に合わせてと言われてどれだけ傷ついたか、いえ、それ以上に、そういった高校生を育ててきたお父さんお母さんも、親として傷ついています。教育は等しく平等に受けられるものです。そのように憲法第26条に書かれています。大臣、あなたは高校生から、「憲法を読め！」と言われていたのです。

①最も公平であるべき受験がゆがめられたことは、文部行政への不信感を増幅させているのです。文部行政を所管する最高責任者の文部科学大臣の辞任に値します。大臣の見解を伺います。

### 【国語・数学 記述式問題について】

さらに国語と数学の記述式の入試問題についてもお聞きします。②昨日、お渡しした国語の記述式のプレテストは解けましたか。ご覧いただいたと思いますが、回答率 0.7%の、とても難解な問題もあり、多くの生徒が戸惑っています。さらに、自己採点が難しいことから、二次の出願ができないと不安の声も上がっています。記述式試験の問題をご覧になったご感想をお聞かせください。一昨日の衆議院文部科学委員会参考人質疑の際、ベネッセコーポレーションの参考人が、「アルバイトでの採点」をお認めになりました。大臣考えてみてください。もし、ご自身が受験生で、記述式の入試問題を受けるとして、教員や専門家でないアルバイトに採点されて、不安な気持ちになりませんか。

③ところで、どんな研修を受けたアルバイトが採点するのですか。

およそ 1 万人が必要とされている採点者のうち、アルバイトはどれくらいの人数なのか、大量のアルバイトの研修がそもそもできるのでしょうか。併せてお答えください。

④今、英語の次は、国語と数学の記述式の中止という声が高校生から上がっています。難解な記述式の試験の採点をアルバイトにさせることに高校生が不安に思っています。このまま強行するのですか。昨日の夕方、高校生が記述式入試の中止を求める 40000 人署名を提出しました。大臣は高校生に会いもしませんでした。加計学園の皆さんに対しては、官邸までお招きされたにもかかわらず、悲痛な思いで全国の仲間の思いを背負った高校生にお会いにならないとは、血も涙もありません。高校生の気持ちを大臣、どう思いますか。本来ならば署名を集めた高校生に会って、話を聞くべきではないですか。高校生にとって、これからの人生を左右する大学入試に公平公正な採点ができないような問題を採用することは絶対に中止すべきです。こんなマジヤバイ入試制度、マジヤバイは高校生や受験生の間で言われておりますが、もっと現場の声、高校生の声に耳を傾け、抜本的な制度設計の見直しが不可欠です。声を聞かないまま、不公平な制度をこのまま強行することに強く反対します。

### 【安倍政権の教育利権問題】

そもそも、萩生田大臣は官房副長官時代、加計学園獣医学部設置認可を、わざわざ期限を区切って決定に結び付けたという疑惑は未だ解消されていません。大臣は、落選中に加計学園が運営する大学で客員教授を務めており、そのご恩返しともいえるべき配慮だったのではないのでしょうか。⑤加計学園からどれくらいの期間、どれくらいの報酬をもらっておられたのですか。また、獣医学部設置認可にあたって、萩生田大臣は、安倍総理のお友達の加計理事長のために尽力した、その見返りによって、文部科学大臣に就任されたとしか思えません。とんでもないことです。即刻大臣をおやめいただきたいと考えます。

この英語民間試験の問題により、安倍政権は、経済的に厳しい高校生や、地方の高校生のことなど全く考えていないことが明確になりました。安倍政権は高校生や受験生の敵です。高

校生の人生よりも一部の民間企業の利益を優先させる、森友・加計問題、今回の英語民間試験問題、すべて教育利権を優先させる、そんな安倍政権にこの国の教育を任せておくわけにはいきません。

引き続き給特法の質疑に入ります。

### 【給特法に関する質疑】

本法律案の主な改正内容は、「1年単位の変形労働時間制」を地方公共団体の判断により導入できるようにするとともに、文部科学大臣が教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を策定し、公表するということですが、その内容については、既に多くの反対意見や懸念の声があがっています。学校の働き方改革においてもっとも重要なことは教員の労働環境の改善、大幅な増員、そして業務量の削減です。しかし、今回の法律案は、その大事な部分にどのような効果があるのか、まったく見えてきません。

教員の働き方改革については、大臣自身も、先日の文部科学委員会における所信的発言で、「学校における働き方改革は特効薬のない総力戦である」と述べているように、一筋縄ではいかない問題です。現場の声を聴き、議論を積み重ね、様々な角度から判断していくことが必要です。⑥そもそも教員の長時間勤務が常態化している要因を分析せずに、その改善策を講ずることはできないのです。本法律案による教員の長時間勤務の縮減見込みはあるのでしょうか。文部科学省は、この制度の導入は教員の長時間勤務の縮減にはつながらないと説明しています。そうであるならば、なぜこの制度を導入しなければならないのでしょうか。長時間勤務が減らないのなら全く意味はありません。この「変形労働時間制」の導入自体が、逆に勤務時間を増幅させると言われていますが、文部科学大臣のご所見を伺います。

さらに、本法律案では、長時間労働の是正策の多くが、地方公共団体の判断に任せられるとのことですが、全く無責任です。文部科学省は傍観せず、その役割を果たすべきです。休日のまとめ取り期間中には部活動を行わないこと、繁忙期として長い勤務時間を設定した期間には、時間外勤務を行わないことなど、⑦地方公共団体において適当な運用がなされるよう、制度の趣旨を踏まえた厳しいルールを策定すべきではないでしょうか。策定しなければ、自治体に丸投げで実効性がないのと同じです。文部科学大臣の見解を伺います。

### 【教員の過労死について】

教員の過労死は、ご遺族にとっても学校にとっても大変不幸なことであり、絶対に回避しなければなりません。「1年単位の変形労働時間制」に関しては、ご遺族の方から、夏休み等の長期休業期間に休みのまとめ取りを予定していたとしても、今の教員の労働環境では夏休

みまで持たないのではないかと懸念が示されています。

神奈川県過労死家族の会の工藤祥子さんは、2007年に当時中学校の体育教師だったご主人を、過労死で亡くされました。工藤さんのご主人は、6月に行われた修学旅行から帰ってきて10日後に亡くなられたとのこと、4月の新学期以降、主に新しい環境下で行事の多い5月から7月の過労死事案も多いとのこと。⑧文部科学省として教員の過労死事案の発生時期について把握しているのでしょうか。また、「1年単位の変形労働時間制」を採用した場合に過労死事案が増加することを懸念する声について、文部科学大臣のお考えを伺います。

#### 【教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針の策定について】

本法律案においては、「1年単位の変形労働時間制」の導入のほかに、文部科学省において、「教員の業務量の適切な管理等に関する指針を策定」することを内容に盛り込んでおります。これは、平成31年1月に文部科学省が策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」に法的な根拠を与えるものと文科省は説明しています。上限ガイドラインでは、原則として月45時間、年360時間といった時間外勤務の上限の目安が示されておりますが、そうした上限が、その時間までは勤務することが許される、頑張るべきであるといった意識となってしまう可能性は高いと思います。中教審の答申にもそうした事態は避けなければならないと述べられていますが、具体的な対策については何ら触れられていません。

⑨文部科学大臣が定める指針に沿った勤務時間の管理は、最終的に誰の責任で実施されるのでしょうか。指針の内容を教員に適用するために、都道府県や市町村の議会での議論を経て条例や規則が定められることとなりますが、文部科学省は、各地方公共団体における条例等の整備の進捗状況を確認、把握する予定がありますか。また、その結果について、一覧表を作って結果を公表するなどのお考えをお持ちかどうか伺います。

#### 【給特法の廃止が急務】

教員が子供たちに対して効果的な教育を行うことができるようになることが、学校の働き方改革であるならば、今回の給特法の改正内容は、その目的にどの程度資するものなのでしょうか。現在、関係者から多くの懸念が示されている状況であり、文部科学省は、国会審議を通じてしっかりと説明すべきです。また、学校における働き方改革を推進するためには、給特法の趣旨や教員の勤務の在り方について議論することが重要です。不安や疑問点などの懸念を抱かせる時点で、大学入試における英語民間試験の導入と同じように信頼を失う行為だと言わざるを得ません。

- せざるを得ない残業は残業と認めてください。
- 残業には残業代等の対価を支払ってください。

⑩不払い残業を合法化している給特法の廃止を含めた抜本的な見直しが急務と考えます。文部科学省は給特法の見直しを3年後に行うと言っておりますが、本当にそのおつもりがあるか。明確にお答えください。

本法律案については、逆に長時間労働や過労死を増やすという危惧があるため、十分かつ慎重な審議が求められることを申し上げて、私の質問を終わります。

ご静聴ありがとうございました。